二十二日午前十時争議団代表ハ会社ニ対シ損料
ノ件ニ付キ要求セルモ何等要領ヲ得ズ
会社ハ午后三時半 [illegible]三丈郎代表者
ハ会社ヲ訪問シ前記大会決議文ヲ手交シ

第四報 十一月十六日

十六日午后一時五十分会社ヲ訪問シ[illegible]
労資会見
会社ハ前日ノ争議団ノ不穏当ナル行為ヲ詰リ
要求事項ヲ狭メタルモ拡大、借入銀関係ノモノヲ
除キ其ノ他ニ於テハ相当誠意ヲ以テ討ズベク述
ブ
労働者側ハ
借入銀問題ハ争議発生ノ原因ナルヲ以テ全部撤
回スルニアラザレバ不可能ナル旨ヲ答ヘ、物別レトナリ双方退
ヲ張リシ結果、
争議団側代表ハ一応帰団ノ上一般ト協議スルコト
ニシテ会見ヲ終レリ

労働者側ノ為
争議団本部ニ於テハ会社ノ態度強硬ナルニ鑑ミ此ノ際ニテヲ
進展ノ見込[illegible]会社ノ要求事項中四、五、六、七項ヲ削除ス
ルヤ否ヤニ付キ幹部間ニ於テ討論セル結果、意見ニ依
分レ、五名ノ中央部員中非解ノ任者二名ハ之ヲ一般投
票ニ付シ決スベシト主張シ、他ノ三名ハ極力之ニ対シ
反対シタルモ結局 [illegible] 一般争議団員ノ空気ヲ